

投資信託総合取引規定の改正等のお知らせ

当組合においては、投資信託総合取引規定の改正等を令和 8 年 9 月 1 日に予定しています。
改正内容等の詳細につきましては、以下の新旧対照表をご参照ください。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 （省略） 第 3 条（申込方法等） お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 第 2 項～第 4 項 （省略） 第 4 条～第 14 条 （省略）	第 1 条～第 2 条 （同左） 第 3 条（申込方法等） お客様は、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 し、これを当組合に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当組合が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 第 2 項～第 4 項 （同左） 第 4 条～第 14 条 （同左）

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第 1 条 （省略） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、 記名押印 し、当組合に提出するものとします。 第 2 項～第 10 項 （省略） 第 2 条の 2～第 18 条 （省略）	第 1 条 （同左） 第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、 署名押印 し、当組合に提出するものとします。 第 2 項～第 10 項 （同左） 第 2 条の 2～第 18 条 （同左）

「JA の投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 （省略） 第 3 条（申込方法） お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 第 2 項、第 3 項 （省略） 第 4 条～第 13 条 （省略）	第 1 条～第 2 条 （同左） 第 3 条（申込方法） お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 第 2 項、第 3 項 （同左） 第 4 条～第 13 条 （同左）

タブレット端末等による投資信託取引特約

改正後	改正前
第1条（本特約の適用範囲） <u>本特約は、当組合が所有、管理する電子計算機の端末（パソコン、タブレットを指し、以下、「タブレット端末等」といいます。）で、各種投資信託取引を行うお客様との取引に適用されます。</u> <u>2 本特約は、「投資信託総合取引規定」その他の関連規定に定める記名押印による申込手続きに代えて、タブレット端末等を用いた方法による申込みを認めることを目的とするものであり、これらの規定と抵触する場合には、本特約の定めが優先して適用されます。</u> <u>3 本特約に別段の定めがない場合は、本特約に矛盾しない限度で、諸法令ならびに「投資信託総合取引規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「外国証券取引口座約款」、「特定口座約款」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」、「投資信託累積投資規定」、「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」および「JAバンク投信ネットサービス利用規定」の各規定に従うものとします。</u> 第2条（取扱範囲） <u>当組合がタブレット端末等による投資信託取引で取り扱う取引の範囲は、当組合の窓口において取り扱う範囲のうち当組合が定めるものとします。ただし、口座解約、公共債口座を開設済みのお客様の投資信託口座の開設、閉鎖済みの投資信託口座の再開設、廃止通知書による非課税口座の開設については、タブレット端末等による投資信託取引で取り扱う取引の範囲からは除かれます。</u> 第3条（取扱商品） <u>お客様が本サービスを利用して買付け等を行うことができる投資信託の銘柄は、当組合が定める範囲とします。</u> 第4条（タブレット端末等による投資信託取引の申込方法） <u>お客様が、タブレット端末等による投資信託取引を行うときは、タブレット端末等に表示された取引内容を確認のうえ、タブレット端末等上にご記名（以下、「電子サイン」といいます。）をいただきます。</u> <u>2 電子サインは、「投資信託総合取引規定」その他の関連規定に定める記名押印に代わるものとし、電子サインがなされた場合には、当該規定に基づく記名押印があったものと同一の効力を有するものとします。</u> <u>3 当組合は、電子サインをいただくことをもつ</u>	<u>（新設）</u>

改正後	改正前
<u>てお客様の意思確認とします。</u> <u>4 当組合は、タブレット端末等により取得した取引情報および電子サインにかかる電磁的記録を、法令および当組合所定の方法により保存するものとし、当該電磁的記録は、お客様の申込内容および意思表示の証拠として取り扱われるものとします。</u> <u>第5条（本人確認等）</u> <u>お客様が、タブレット端末等による投資信託取引を行うときは、お取引の都度、本人確認資料（住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類）をご提示いただきます。</u> <u>2 当組合は、お客様があらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、投資信託口座名義人本人とみなします。</u> <u>3 当組合が、前二項の本人確認資料について相当の注意をもって確認し、当該資料の内容と届出情報との一致を確認したうえで取扱いを行った場合には、当該取引は口座名義人本人による有効な申込みとして取り扱います。</u> <u>第6条（口座振替の利用）</u> <u>タブレット端末等による投資信託取引における振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。</u> <u>第7条（免責条項）</u> <u>当組合が、第5条の本人確認および第4条第4項に定める電磁的記録の保存を適切に実施し、かつ相当の注意をもって取扱いを行った場合には、電子サインが口座名義人本人の意思に基づかないものであったことその他の事故があっても、当組合は、当組合に故意または重大な過失がある場合を除き、そのために生じた損害について責任を負いません。</u> <u>第8条（特約の変更）</u> <u>本特約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他の相当の方法により周知します。</u> <u>以 上</u>	

以 上